

軽自動車税

■軽自動車税(種別割)

毎年4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車を所有している人に課される税です(月割りはありません)。

ただし、所有権留保付割賦販売の場合は、買主が所有者とみなされます。

※ 軽自動車に属する被けん引車は、車輪数に応じて税率が異なります。

■税 率(年税額)

●3輪・4輪以上の軽自動車

自動車検査証に記載されている「初度検査年月」*1に応じた税率が適用されますが、環境負荷の大きさにより軽課又は重課の特例措置がとられています。

*1 「初度検査年月」は初めて車両番号の指定を受けた年月を示す項目です。(44ページ図1参照)

表1

初度検査年月			平成27年4月以降	平成22年4月～ 平成27年3月	平成22年3月以前 (重課)
3輪			3,900円	3,100円	4,600円
4輪 以上	乗用	営業用	6,900円	5,500円	8,200円
		自家用	10,800円	7,200円	12,900円
	貨物	営業用	3,800円	3,000円	4,500円
		自家用	5,000円	4,000円	6,000円

【重課(環境負荷の大きい車両に対する特例措置)】

初度検査年月から13年を経過した車両は重課後税率(表1右)が適用されます。

(動力源又は燃料機関の燃料が電気等の車両及び被けん引車は除きます。)

【軽課(環境負荷の小さい車両に対する特例措置：グリーン化特例)】

表2の要件を満たす車両は、令和5年度の1年分に限り、軽課後税率が適用されます。

表2

初度検査年月			令和4年4月～令和5年3月		
車種 (排出ガス基準)			ガソリン車・ハイブリッド車 平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は 平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)		電気軽自動車 天然ガス軽自動車 平成21年排出ガス基準 NOx10%以上低減 又は 平成30年排出ガス基準適合
燃費基準			令和12年度燃費基準 70%達成車かつ 令和2年度燃費基準 達成車	令和12年度燃費基準 90%達成車かつ 令和2年度燃費基準 達成車	
車両区分	3輪*2		3,000円	2,000円	1,000円
	4輪以上 乗用	営業用	5,200円	3,500円	1,800円
		自家用			2,700円
	4輪以上 貨物	営業用	グリーン化特例の対象外		
自家用					1,300円

*2 3輪の軽自動車は、自動車検査証の「用途」欄に記載されている「乗用」又は「貨物用」の区分と、適用される燃費基準の達成割合に応じて税率を軽減します。

車両区分		税率	総排気量	定格出力
原動機付自転車		2,000円	50cc以下	0.6kw以下
		2,000円	50cc超90cc以下	0.6kw超0.8kw以下
		2,400円	90cc超125cc以下	0.8kw超1.0kw以下
	ミニカー（3輪以上）*3	3,700円	20cc超50cc以下	0.25kw超0.6kw以下
軽2輪車（側車付を含む）		3,600円	125cc超250cc以下	
2輪の小型自動車		6,000円	250cc超	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円		
	その他	5,900円		
その他（スノーモービル等）		3,600円		

*3 次のいずれかの場合、ミニカーには該当しません。

- ・車室を備えず、かつ輪距が50cm以下のもの
- ・側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が50cm以下の3輪のもの

■申告

取得した場合又は申告事項に異動があった場合は15日以内、廃車又は譲渡した場合は30日以内に申告してください。

〈申告先〉

区 分	申告先	所在地・連絡先
原動機付自転車 小型特殊自動車	市税事務所市民税課管理係 市税分室管理担当*4	所在地は76ページ、直通電話番号は67ページを参照してください。
2輪の軽自動車 (125ccを超え250cc以下のもの) 2輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	関東運輸局神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所	川崎区塩浜3丁目24番1号 電 話 050-5540-2036 F A X 044-276-0204
3輪・4輪以上の軽自動車	軽自動車検査協会 神奈川事務所	横浜市都筑区佐江戸町字宮田770番1 電 話 050-3816-3118 F A X 045-532-8072

*4 原動機付自転車と小型特殊自動車の手続は、どの市税事務所・市税分室でも行えます。

※ 盗難にあった場合は、警察署及び担当窓口へ届け出て手続をしてください。手続をされないと税が課されることがあります。

申告には、次の書類等と、届出をされる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示が必要です。

〈申告に必要な書類等〉

区 分	書 類 等	
原動機付自転車 小型特殊自動車	購入	販売証明書、住所を証明するもの
	譲受	譲渡証明書、廃車申告受付書〔廃車申告をしていない場合は標識(ナンバープレート)と標識交付証明書〕、住所を証明するもの
	廃車	標識(ナンバープレート)、標識交付証明書、軽自動車税(種別割)の領収証書

※ 2輪の軽自動車・2輪の小型自動車及び3輪・4輪以上の軽自動車については、上記〈申告先〉へお問い合わせください。

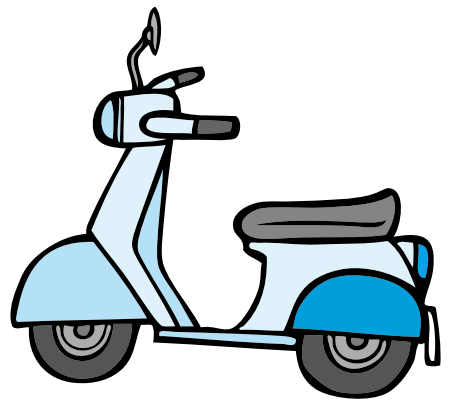
■納付の方法と納付期限

納税通知書により納期限までに納めていただきます。

■自賠責保険(共済)

250cc以下のバイクにも自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)又は自動車損害賠償責任共済(自賠責共済)への加入が法律で義務付けられています。損害保険会社、代理店(バイク店、自転車店、農協、郵便局、一部コンビニなど)でお申し込みください。

自賠責保険(共済)の補償は他人を死傷させるなどの人身事故に限られます。



■特定小型原動機付自転車

原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、以下の要件全てに該当するものは、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)と定義されました。令和6年度から、新たな区分として課税されます。

- ・原動機の定格出力が0.6kw以下であること
- ・長さ1.9m以下、幅0.6m以下であること
- ・最高速度が20km/h以下であること

■軽自動車税(環境性能割)

3輪・4輪以上の軽自動車(新車・中古車は問いません)を取得した場合、取得価格に表4に示す税率を乗じた額が課税されます。取得価格が50万円を超えるものに限られます。

当分の間、神奈川県が賦課徴収を行います。

表4

区 分		税率		
		自家用	営業用	
乗 用 車	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス基準適合、又は平成21年排出ガス基準適合かつNOx10%以上低減)		非課税	非課税
	ガソリン車、 ハイブリッド車 【排出ガス基準】 (★★★★)*5	令和12年度燃費基準75%以上達成*6	1%	0.5%
		令和12年度燃費基準60%以上達成*6		
		令和12年度燃費基準55%以上達成	2%	1%
ガソリン車・ハイブリッド車 上記以外			2%	
ト ラ ク	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス基準適合、又は平成21年排出ガス基準適合かつNOx10%以上低減)		非課税	非課税
	ガソリン車、 ハイブリッド車 【排出ガス基準】 (★★★★)*5	平成27年度燃費基準+25%以上達成	1%	0.5%
		平成27年度燃費基準+20%以上達成		
		平成27年度燃費基準+15%以上達成	2%	1%
ガソリン車・ハイブリッド車 上記以外			2%	

*5 (★★★★)は、平成30年排出ガス基準適合かつNOx50%以上低減、又は平成17年排出ガス基準適合かつNOx75%以上低減達成車を表します。

*6 これらのうち、令和2年度燃費基準以上の車両に限定されます。

※ 表4は、令和5年12月末までの税率区分となります。

環境性能割について詳しいことは、神奈川県ホームページでご案内しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a001/b015/index.html>



軽自動車税(種別割)

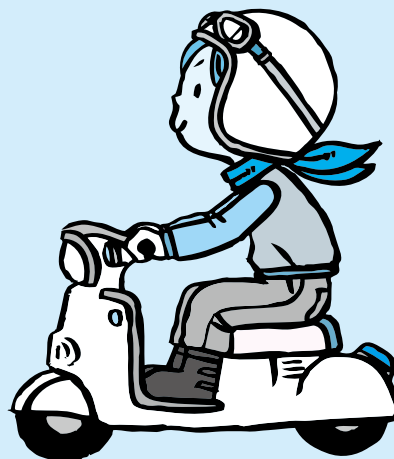
☆転入の際の原付バイクの手続は？

Q わたしは、原付バイクを所有していますが、この度、横浜市から川崎市へ引っ越してきました。何か手続が必要なのでしょうか。

A 軽自動車税(種別割)は、軽自動車等の定置場がある市町村で課税されます。

したがって、川崎市で引き続き原付バイクを使用する場合は、横浜市のナンバープレートははずして返却(廃車)した後、川崎市で登録の申告をして、新しいナンバープレートの交付を受けなければなりません。

なお、横浜市で廃車の手続を行っていない場合には、登録の申告の際に横浜市のナンバープレート、標識交付証明書が必要になります。



☆原付バイクを廃車した場合の税金は？

Q わたしは、原付バイクを4月27日に廃車しましたが、5月になって軽自動車税(種別割)の納税通知書が送られてきました。現在はバイクを所有していませんが、これは納めなければならないのでしょうか。もし納めなければならないとしても、全額納めなければならないのでしょうか。

A 軽自動車税(種別割)は、4月1日(賦課期日)に原動機付自転車(原付バイク)、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車を所有している方に年額で課税されます。

したがって、あなたの場合は、4月1日に原付バイクを所有していたので、4月27日に廃車をしても、1年分の軽自動車税(種別割)を全額納めていただくことになります。

なお、原付バイクを廃車した場合は、市税事務所・市税分室で、必ず手続をしてください。

氏名		〇〇 〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日生
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇-〇〇		
交付	令和〇〇年〇〇月〇〇日 012345		
	〇〇〇〇年(令和〇〇年)〇〇月〇〇日まで有効		
免許の 条件等	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	運転 免 許 証
番号	第 123456789000 号		
有効 期	令和〇〇年〇〇月〇〇日	種	〇〇 委員会
二種	令和〇〇年〇〇月〇〇日	類	



軽自動車税(種別割)

☆軽自動車税(種別割)の税額が急に上がったのは？

Q 令和5年度軽自動車税(種別割)の納税通知書が届きました。昨年度の税額は7,200円でしたが、今年度の税額は12,900円でした。なぜ急に税額が上がったのでしょうか。

なお、軽自動車(4輪の乗用自家用軽自動車)は平成21年6月頃から所有しています。

A あなたが所有する軽自動車は、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過(自動車検査証の「初度検査年月」に「平成21年6月」と記載)したことから、環境負荷の大きい車両に対する特例措置の対象となったため、令和5年度から税額を変更しています。

なお、納税通知書にもその旨を記載し、個別にお知らせしていますのでご確認ください。

図1

見本

番号 〇〇〇〇		自動車検査証		軽自動車検査協会	
車両番号	受付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自動車検査証の
川崎 50 あ 〇〇〇〇	平成 21年 6月 15日	平成 21年 6月	軽自動車	乗用 自家用	「初度検査年月」は、自動車検査証のこの箇所をご確認ください。
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	
XYZ-1234567	4人	- Kg	730 Kg	950 Kg	
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量又は総出力	前軸重
					後軸重
					型式指定番号
					類別区分番号

☆新車を購入した場合の軽自動車税(種別割)はいくら？

Q 次の軽自動車を令和4年6月に新車で購入した場合、軽自動車税(種別割)はいくらになるのか教えてください。

4輪の乗用営業用軽自動車(ガソリン車)
初度検査年月 「令和4年6月」
排出ガス基準 平成17年排出ガス基準75%低減達成車
燃費性能 令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車

A 上記の車両に係る軽自動車税(種別割)の税額は次のようになります。

●令和5年度……3,500円(40ページ表2参照)

初度検査年月が平成27年4月以後で一定の燃費性能などを満たし、環境負荷の小さい車両に対する特例措置(軽課)の対象ですので、令和5年度の税額は、3,500円となります。

●令和6年度～令和17年度……6,900円(40ページ表1参照)

令和6年度から令和17年度の税額は、6,900円となります。

●令和18年度以後……8,200円(40ページ表1参照)

初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過したことから、環境負荷の大きい車両に対する特例措置(重課)の対象となり、令和18年度以後の税額は、8,200円となります。